

食安輸発0920第1号
平成24年9月20日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

チェコ共和国産酒精飲料の取扱いについて

チェコ共和国において酒精飲料中のメタノールを原因とする死亡事例が発生し、アルコール度数20%以上の酒精飲料の販売が禁止された旨の情報を入手しました。

については、チェコ共和国産の酒精飲料（アルコール度数が20%を超えるものに限る。）が輸入届出された場合は、輸入の都度、輸入者に対しメタノールに係る自主検査を指導願います。